

令和5年2月24日

富山交通圏準特定地域協議会の開催について  
(書面開催)

標記について、令和4年11月29日、北陸信越運輸局長から富山交通圏が特定地域の指定基準に該当する旨の通知がありましたので、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」に基づき、下記のとおり開催（書面開催）することとなりましたので公表します。

なお、新たに協議会に構成員として参画を希望する方は、開催日の3日前（3月3日（金））までに下記問い合わせ先までお申し出ください。

記

1. 協議開始日 令和5年3月6日（月）
2. 協議方法 書面開催
3. 予定している議題 (1) 富山交通圏特定地域の指定について

【問い合わせ先】

〒930-0992

富山市新庄町馬場24-2

富山交通圏準特定地域協議会

事務局 富山県タクシー協会内 担当 清澤

TEL 076-423-0622

FAX 076-423-0631